

官報

号外 昭和二十六年五月九日

○第十回 衆議院會議録第三十一号

昭和二十六年五月八日(火曜日)
議事日程 第三十号

午後一時開議

第一 会期延長の件

●本日の會議に付した事件

日程第一 会期延長の件

議員諸君の件

山崎運輸大臣の榎木町駅における

国電の事故に関する報告

相五銀行法案(小山長規君外二十

一名提出)

公職選挙法改正に関する特別委員

会設置の動議(福永健司君提出)

午後三時三十七分開議

○議長(林義治君) これより會議を開

きます。(拍手)

第一 会期延長の件

○議長(林義治君) 日程第一、会期延

長の件につきお諮りいたします。今回

の会期は本日をもって終了することに

なつておりますが、前九日から五月二

十八日まで二十日間会期を延長いたし

たいと思ひます。これに御異議ありま

せんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認

めます。よつて会期は二十日間延長す

に決しました。(拍手)

○議長(林義治君) お諮りいたしま

す。議員山本猛夫君、西佐美廣治君、

永井要造君、福井勇君、稲葉勝君が

ら、世界連邦第四回年次大会出席のた

め五月七日から本會期中請暇の申出が

あります。これを許可することに御異議

ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認

めます。よつて許可することに決しまし

た。

○議長(林義治君) 榎木町駅にお

ける国電の事故に関する

山崎運輸大臣の報告

○議長(林義治君) 運輸大臣から、榎

木町駅における国電の事故に関する報告

「運輸大臣山崎猛君登壇」

○國務大臣(山崎猛君) 榎木町駅構内

における国鉄電車と貨車との衝突事故は、主

事項として緊急御報告申し上げた

機会を得たのであります。

去る四月二十四日、国鉄榎木町駅構

内に起りました国鉄電車と貨車との衝突

事故に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

に九名の負傷者を出し、近來

が起つたあの電車が進入して参り、その

のパンタグラフを架線にひつかけて、

これを切断したために発火したものの

ごとく、技術的には今日判断されてお

るのであります。発火と同時に、電車

は、火のまわりがきわめて早かつたこ

とで、事後の乗客救出の手段にお

いて周到ならざるうらみがあり、遂

に多数の人命を失ふことになりました

のは、誠に遺憾のきわみであつ

たと思ひます。

事故の起りました原因につきましては

、ただいま関係当事者数名が、檢察

庁の手によつて取調、進行中に属して

おりますので、これ／＼他より関係当

事者について直接これを確かめ、これ

をつまびらかにすることの出来ない現

状にあります。そのために、技術的故障

の起つた過程を判断し得ても、これに

基つた追事者に直接問等のできない

ために、これを確め得ざる現状にあ

るのであります。しかしながら運輸省

としては、それは別に目下

技術的に綿密な調査を行つておりまし

て、事故そのものの直接原因のみにと

どならず、従事員の指導訓練及び作業

の方法、車両の構造、運転規程等、各

般の見地より検討をいたしております

ので、早速にその結果を得まして、将来

に對し交通の安全を期する所存である

のであります。と、おまゝです。ただいま

では、非常の場合に對処し得るに適當

と思へるような車両設備の改善を実施

安全の基準を高めます意味において、

鉄道保安に関する法規の整備について

準備中でありまして、このたびの事故

を機会といたしまして、一層急速にそ

の整備を取進めて完竣を期したいと考

へておる次第であります。

遭難者のみならず、遭難者の遺族各

位並びに負傷者の各位に對しまして

は、まことにお気の毒なことであると

存じております。でき得る限り弔慰の

処置を講じまして、こゝろがわくば後

顧の憂いをなさるだけ少からしめるこ

とに力を盡したいと、各般の指示をい

たしておるような次第であります。

以上は、きわめて概要の御報告であ

ります。もちろん、このことの真相を

明らかにいたしますためには、前に申

上げました技術的、機械的の調査の

ほかに、これに直接携つた従事員の

状態をも調査する必要がありますの

みならず、さらにはまた御報告申し上げ

ていたとしても、技術的に、あるいは

同解等によつて詳細に申し上げなけれ

ばならないのでありますから、私は、

この本議場におきましては、以上をも

つて一応の御報告といたしまして、さ

らに詳細な面につきましては、運輸委

員会等におきまして、お尋ねに應じて

一層明らかに答えをして、これに對

する事件の真相を明らかにすると同時

に、國鉄に関する運輸事業について、

國民をして無用の不安を抱かぬよう

に、安全感を持たしめ得るよう

昭和二十六年五月三十一日

感謝するのみならず、さらに進んで運
輸者として、あわせて国鉄道當局
者にかつて、国民力前に、このたゞ
の事故について何とも申言ないとい
ふことを率直に陳謝いたなければなら
ないと思ふ。この次第であります。
以上をもつて私の御報告といたしま
す。

相互銀行法案（小山長規君外二十
一名提出）

○福永健司君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、小山
長規君外二十一名提出、相互銀行法案
を議題となし、この際委員長の報告を
求め、その審議を進められんことを望
みます。

○議長（林福治君） 福永君の動議に御
異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（林福治君） 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

相互銀行法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員会
理事西村直己君。

相互銀行法案

相互銀行法

（目的）

第二條 この法律は、国民大衆のた
めに金融の円滑を図り、その貯蓄
の増強に資するため、相互銀行に
ついて必要な規定を定め、金融業
務の公共性にかんがみ、その監督
の適正を期するとともに信用の維
持と預金者等の保護に資すること
を目的とする。

（相互銀行の業務）

第三條 相互銀行は、左の業務及び
これに附随する業務を営むことが
できる。

- 一 一定の期間を定め、その中途
又は満了のときにおいて一定の
金額の給付をするを約して
行ふ当該期間内における預金の
受人
- 二 預金又は定期預金の受人
- 三 資金の貸付又は手形の割引
- 四 有価証券、貸金債その他の物
品の保護預り
- 五 有価証券の拂込金の受人又は
その元利金若しくは配当金の支
拂の取扱

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七
十四号）第一條第二項本文（業務の
制限）の規定は、相互銀行には適
用しない。

（営業の免許）
第三條 相互銀行は、大蔵大臣の
免許を受けなければ、これを営む
ことができない。

2 前項の免許を受けようとする者
は、申請書に定款、業務の種類及
び方法を記載した書面並びに事業
計画書を添附して大蔵大臣に提出
しなければならない。

（相互銀行以外の者の営業の禁止）
第四條 前條の規定により大蔵大臣
の免許を受けた相互銀行以外の者
は、第三條第一項第一号に規定す
る業務を営んではならない。

（資本金）
第五條 相互銀行は、資本金が左
の各号に定める金額以上の株式會
社でなければ、これを営むことが
できない。

東京部又は大蔵大臣の指定す
る人口五十万以上の市に本店を
有する相互銀行にあつては三千
万円

二 前号に規定する相互銀行以外
の相互銀行にあつては二千万円
（商号）

第六條 相互銀行は、その商号中に
相互銀行という文字を用い不得
としない。

2 相互銀行以外の者は、その商号中
に相互銀行であることができない。
な文字を用いることができない。

3 銀行法（昭和二年法律第二十一
号）第四條第二項（商号）の規定
は、相互銀行には適用しない。

（他業の禁止）
第七條 相互銀行は、第二條に規定
する業務以外の業務を営むことが
できない。

（営業区域）
第八條 相互銀行は、定款をもつ
て、その営業区域を定めなければ
ならない。

2 相互銀行は、その営業区域外
で、業務を営むことができない。

3 相互銀行は、その営業区域を變
更しようとするときは、大蔵大臣
の認可を受けなければならない。

（基本事項の変更等の認可）
第九條 相互銀行は、左の場合にお
いては、大蔵大臣の認可を受けな
ければならない。

一 商号を變更しようとするとき
二 資本金を變更しようとするとき
三 業務の種類及び方法を變更し
ようとするとき

四 支店その他の営業所を設け
ようとするとき
五 本店その他の営業所の位置を
變更しようとするとき
六 支店以外の営業所を本店に變
更しようとするとき

（一人に対する給付等の制限）
第十條 相互銀行は、同一一人に対す
る第二條第一項第一号の契約に基
いて給付した金額から既に受け入
れた掛金額を控除した金額と貸付
（手形の割引を含む。以下同じ。）
の金額との合計額が、その資本金
及び準備金（準備金、積立金、基金
その他名称の如何を問はず利益の
うちから積み立てられたものであ
つて、且つ、株主勘定に属するもの
をいふ。）の合計額の百分の十に
相当する金額をこえることとなる
ときは、当該一人に対し給付又は貸
付をしてはならない。

第十一條 相互銀行は、第二條第一
項第一号の契約に基く給付をしよ
うとする場合においては、その給
付後における当該契約に基く掛金
の受人が確実に保蔵される場合で
なければ給付をしてはならない。

（給付金の総額の限度）
第十二條 第二條第一項第一号の契
約に基く相互銀行の給付金の総額
は、同号の契約に因つて受け入れ
た掛金の総額と当該銀行の定期性
預金の総額の百分の五十に相当す
る金額との合計額をこえてはなら
ない。

（預金の支拂準備）
第十三條 相互銀行は、預金の支拂
準備として、その定期性預金の総
額の百分の十に相当する金額と定

期性預金以外の預金の総額の百分
の三十に相当する金額との合計額
に相当するものを、現金、他
の銀行への貸付金若しくは貸付金
又は預金、地方債その他大蔵大臣
の指定する有価証券をもつて保有
しなければならない。

（定期性預金の範囲）
第十四條 前二條において定期性預
金とは、拂戻について期限の定め
がある預金又はこれに準すべきも
のであつて、大蔵大臣の指定する
ものをいふ。

（合併、営業等の譲渡又は譲受）
第十五條 相互銀行の合併又は営業
の全部若しくは一部の譲渡若しく
は譲受は、大蔵大臣の認可を受け
なければ、その効力を生じない。

2 相互銀行は、前項に定める場合
の外、大蔵大臣の認可を受けて、
信用金庫又は信用協同組合から、
その事業の全部又は一部を譲り受
けることができる。

（営業等の全部の譲渡又は譲受の
手続）
第十六條 相互銀行が営業の全部の
譲渡若しくは譲受又は信用金庫若
しくは信用協同組合の事業の全部
の譲受の決議をしたときは、その
決議の日から二週間以内に、決議
の要旨及びその債権者で営業又は
事業の全部の譲渡又は譲受に異議
があれば一定の期間内にこれを述
べるべき旨を公告し、且つ、預金
者及び掛金者以外の知れている債
権者には、各別に催告しなければ
ならない。但し、その期間は、一
月を下つてはならない。

2 債権者が前項の期間内に異議を

連なかつたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受を承認しなす。

3 第一項の期間内に債権者が異議を述べたときは、営業又は事業の全部の譲渡又は譲受をしないとする相互銀行は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第十七條 相互銀行がその営業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、営業の全部の譲渡をした相互銀行の預金者及び掛金者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七條(指名債権譲渡の對抗要件)の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

(雇用事項)
第十九條 相互銀行が営業を開始したとき及びこの法律により大蔵大臣の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(銀行法の準用)
第二十條 銀行法第八條から第十三條まで(準備金、営業年度、財務諸表、役員(監査制度)、第十五條合併異議の催告、第十六條合併の手続、第十八條から第三十一條(休日及休業、操縦の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)及び第三十七條(公告)の規定は、相互銀行について準用する。この場合において、同法第十五條中「預金者」とあるのは「預金者及び掛金者」と読み替へるものとする。

(実施規定)
第二十一條 大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を實施するため必要と手続を定めることができる。

(権限の一部の代行)
第二十二條 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

相互銀行の役員、支配人その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十條において準用する銀行法(以下本條及び第二十五條中「銀行法」といふ)第二十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により、官庁又は公衆を欺したときは、

二 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたときは、

第二十五條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした相互銀行の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

八 前の法律により相互銀行に備えて置くべき書類を備えて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、

九 銀行法第三十三條の規定に違反して他の会社の業務に従事したときは、

十 銀行法第三十二條、第三十三條、第三十六條又は第二十九條の規定により大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したときは、

第二十六條 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第五條第一項を次のように改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

無盡会社ハ其ノ商号中ニ無盡ナル文字及給付ヲ為ス主ナル財産ノ種類ヲ示スベキ文字ヲ用フベシ

第六條第一項第六号中「金銭及有価証券外ノ財産を金銭以外ノ財産」に改める。

第六條第一項中「第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、以下順次繰り上げ、第二項及び第三項を削る。

第五條第二項に改める。

「第五條第二項」に改める。

この法律施行の際、現に改正前の無盡業法(以下「旧法」といふ)の規定により、営業の免許を受けている無盡会社(金銭以外の財産の給付をする無盡会社を除く。以下「既存無盡会社」といふ)については、旧法、この法律施行後三年を限り、なおその効力を有し、この法律第四條の規定は、これを適用しない。

大蔵大臣は、既存無盡会社が前項の期間内に第三條の規定により営業免許申請書を提出した場合において、その会社が、相互銀行業を営むのに適當なものであると認めたとときは、これを免許しなす。

は、旧法の規定（同法に基き、命令を含む。附則第七項中において同じ。）によつてなされた認可、承認、命令、処分その他の行為は、この法律第二十條において適用する銀行法の規定を含む。以下同じ。中これに相当する規定のある場合においては、この法律の規定によりなされたものとみなす。

7 旧法の規定によつてなされた認可又は承認であつて、前項の規定により、この法律の規定によりなされたものとみなされるものについて、この法律において当該認可又は承認の有効期間を定めたものの期間は、旧法の規定によつてなされた認可又は承認の日から起算する。

8 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 相互銀行（ノ預金、定期預金又は掛金ノ拂込、第四條第一項中「貯蓄銀行預金」の下に相互銀行預金、一を加える。

9 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十七号及び第三十八條第一項第八号中「銀行業」の下に「相互銀行業」を加える。

10 この法律施行前（既存無盡会社については、附則第三項の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（既存

無盡会社については、附則第三項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なす能前の例による。

相互銀行法案（小山長規君外、十一名提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）
（西村貞巳君登壇）

○西村貞巳君 たいま議題となりました相互銀行法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

我が国における産業の構成上、中小企業の占める地位がきわめて重大であつて、これに対する適切な金融施策の必要が痛感せられておることにかんがみまして、この際中小金融機関の体系を整備し、中小金融の専門機関の制度を確立し、もつて中小金融施策の強力な支柱となすことが刻下の急務とされておることは申すまでもないところであります。本法案は、この趣旨に基き、普通銀行の制度とは別に、中小企業者のための金融機関として、かつまた国民大衆のための貯蓄機関として、相互銀行といたし、新制度を確立し、なお既存無盡会社につきましては、一定の期間内に相互銀行へ轉換できる道を開こうとするものであります。その内容の要點を次の通りであります。

まず相互銀行は、地方的に国民大衆の相互金融を主たる業務とし、大衆的な貯蓄機関たる性格を有する銀行として、その業務としましては、預金の受入れ、資金の貸付を行ふものであります。特に大衆の貯蓄の便益と、その金融の円滑化に資するため、従来無盡会社によつて採用されて來ました掛金方式を取入れて、その特色を發揮せしめることとしたところであります。

次に相互銀行は、その性格上、債券の発行、為替業務等は行ないないこととして、普通銀行との差異を明らかにするはか、一人に対する大口信用の集中を禁止し、中小金融に専念せしめるとともに、営業区域について、制限を設け、資金の地方還元の趣旨を明確にいたしておるのであります。

さらに相互銀行は、以上のことと普通銀行と異なる性格の銀行であります。が、その規模、内容等につきましては、普通銀行に準ずる資金及び運営の健全性を確保し、その監督の適正を期し、もつて預金者等の保護の万全をはかることとしたところであります。

本法案は、自由、民主及び社会各黨の共同提案にかゝるものであります。去る三月三十一日、提唱者小山長規君より提案理由の説明を聴取し、本八日質疑に入つたものであります。が、本法案に關しましては、すでに小委員会を設け、十分審議を盡しておりました関係もあり、二、三の質疑を行いました。討論省略の上採決いたしましたところ、起立多数を以て原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林達治君） 採決いたしました。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林達治君） 起立多数。よつて本法案は委員長の報告の通り可決いたします。

公職選挙法改正に関する特別委員会設置の動議（福永健司君提出）
○福永健司君 特別委員会設置の動議を提出いたしました。すなわち、公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五名よりなる特別委員会を設置せられんことを望みます。

○議長（林達治君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長（林達治君） 御異議なしと認めます。よつて動議の通り決しました。委員は追つて公報をもつて指名いたします。

明九日は定刻より特に本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十分散会

出席國務大臣 山崎 猛君
出席閣僚 運輸大臣 山崎 猛君
大蔵政務次官 西川甚五郎君
運輸省鉄道監督 石井 昭正君
局間省鉄道部長

朗読を省略し、報告
去る四日內閣から次の報告書を受領した。

報告書 秋島平利記念都市建設事業進捗状況
報告書 長崎県農業化都市建設事業進捗状況
報告書

昨七日佐藤参議院議長が、林議長宛、参議院は国会の会期を五月二十八日まで二十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

去る四月十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

常任委員 田中不戦三君 今野 武雄君
山口 武秀君
去る四月十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

常任委員 宮家 喜八君 米原 昶君
去る四月議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

常任委員 風早八十二君 米原 昶君
去る四月議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

常任委員 山口 武彦君 今野 武雄君
去る四月十六日議長から提出した議案は次の通りである。

コトリニ、ホイトニ、少将に対する感謝決議案（佐藤榮作君外三百九十四名提出）
去る四月十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

コトリニ、ホイトニ、少将に対する感謝決議案
去る四月議員から提出した議案は次の通りである。

農漁業協同組合建設補助法の一部を改正する法律案（野原正勝君外二名提出）
裁判所裁判官制法案（田嶋好文君外四名提出）

昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

会任更生法案
昨七日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所所屬裁判法(田嶋好文君外四名提出、案第四七号)

以上二件、法務委員会、付託

去る四月二日内閣から次の答弁書

を受理した。

衆議院議員山口武秀君提出食糧確保臨時措置法を無視した供米割当に關する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家

屋税の使用手続に關する質問に對する答弁書

衆議院議員今村忠助君提出所得税に

關する質問に對する答弁書

衆議院議員足鹿君提出食糧對策等

に關する質問に對する答弁書

衆議院議員天野公義君提出足立局電

話をも市電線に輸入することに關する質問に對する答弁書

衆議院議員天野公義君提出食糧輸送

計画に關する再質問に對する答弁書

衆議院議員上林與市郎君提出果実エ

ツセシスの物品税に關する質問に對する答弁書

(参照)

食糧確保臨時措置法を無視した

供米割当に關する質問主意書

食糧確保臨時措置法が制定されて

から、主要食糧の供出割当は、それ

に基いて行われることはいふまでも

ない。ところが、この食糧法に違反

していると見られる割当が各地に多

く行われている。これは食糧法制定

の趣旨からしても、法の運籌からみ

ても、重要な問題であり、かかる事

実を放置しておくことは國民にとつ

て法外な利害關係を生じ、政府の全

官廳對外、昭和二十六年五月九日

國する食糧政策を全きを期すること

はできない。

その著しい違反事例をあげると、

『茨城原野郡根本、柴崎、生板、

大宮などの各町村においては、食糧

法第五條による「國民の意見を徴す

る」「割当を公表する」等の手續を

経ていないのみならず、事前の割当

がなされず、さらに割当そのものが

食糧法によらない仮割当となつてい

る。したがつて農民の被害減収も

正規に処理されていない。そして、

その食糧法によらない割当が不法に

強要されており、柴崎村長の如きは

「供米米完了者から土地を取上げる」

との陳情を農地委員会に行い、ま

た、數十名の者が食糧法違反で起訴、

処罰されている。

以上のことは一例にすぎないが、

民主主義を立前とするこの國におい

て無視できないことである。

政府は、かかる不法行為について、

その有無を調査することが必要では

ないか。政府はかかる不法行為をな

したものを放任しておくか。また

は何らかの処置をとる意思ありや。

更に違法行為による被害者に對し、

政府はいかなる賠償責任を負うか。

右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

割当に關する質問に對する答弁

書

供出割当が、食糧確保臨時措置法

の定める所に基いて公平、且つ正確

に行われることについては、從來か

ら充分指導してきているところであ

る。例えば、生産者に對する割当の指

示書を印刷配布して指示手続の適確

を期し、市町村長より生産者別農業

計画明細書の提出を求めて割当の明

確を期している。又食糧事務所を通

じて各町村ごとに毎旬事前割当の公

表、指示手続の進捗状況について調

査を行い、実態の把握に努めてい

るのである。

しかしながら、御指摘の如き事例

が事実であるとすれば、きわめて遺

憾なことであり、政府としては今後

ともかかる事例の発生なきよう指導

に万全を期する所存である。

なお、御指摘の現地について速急

に調査を行い、遺憾の点があれば具

体的に善処するように措置したいと

考へてゐる。

右答弁する。

地租、家屋税の使用手続に關

する質問主意書

前國會までに数度にわたつて固定

資産税、地租、家屋税の農民住宅使

用者課税に關して質問したが、政府

の答弁に對し更に次のことを質問す

る。

従つて、公營農民住宅使用料と

「一般家賃」との均衡を問題とする

場合には、當然住宅の建築時期を

こゝろ考慮されるべきである

と考えられるにもかかわらず、政

府は、何故に建築時期によつて一

線をかくして、同一建築時期の住

宅のわく内においてのみ均衡を論

じようとするのであるか。

二 政府の熟知する如く、終戦以後

の建築原価高騰のため、これより

住宅の家賃を割りだすものとすれ

ば、勢い高家賃とならざるを得

ない。

住むに家なき農民に對する住宅

対策として、戦後の高家賃を幾

分たつとも低くするため、その建

築原価に對して半額國庫補助がな

されていることと聯繫してゐるの

であるが、今かかる公營農民住宅

に對して固定資産税という形の変

えられた住宅費負担を加重するこ

とは、折角の國庫補助の趣旨に逆

行するものではないか。

三 政府は、固定資産税の課税に當

つては公營農民住宅といふことも一

率に律することはできないと答弁

している。

通常公營農民住宅といふものは、

数十戸、数百戸が一軒となつ

て団地が形成されているものなの

であるが、このうちには政府のい

如く「ある者は充分に租税能力も

しめれば、同一団地内の同一形
体、同一家賃の住宅に對しても、
その居住者の貧富の差に應じて、
固定資産税の課税額に差等を付す
るが適當である」と、政府は考へ
てゐると解してゐるか。
右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家

屋税の使用手続に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員並木芳雄君提出地租、

家屋税の使用手続に關する質問に對する答弁書

一 前回の答弁の主旨は、公營農民

住宅使用料と一般家賃と比較する

について、一般家賃が地代家賃統

制令に基いており、その統制額は

建築時期に従つて、その建築原価

高騰による年度別の建築価格の差

及び家賃の減価償却等を勘案して

定められてゐる關係上建築時期に

從つて比較したものである。

二 公營農民住宅の使用料は、國庫

補助がなされてゐるため一般家賃

よりもその補助に應じて低いので

あり、課税については、税は、公益

的であり、均衡がとれていないて

はならないことは当然である。從

つて、税と國庫補助は全く別個の

見地から考へるべきであり、進行

するものとは考へられないのである

。なお、本國會において成立した

地方税法の一部を改正する法律

により使用者課税の制度は廃止さ

三 地方税については、全般的にいえることがあるが、特に固定資産税等の物件税についてはその納税者の貧富によりその課税額に等差を設けることは考えられないことである。しかしながら、生活扶助を受けている者等、特に貧困なるものについては、税額を減免することが適当と考へる。

所得税に関する質問主意書

左記二事項に關し質問致しますから速やかに回答願います。

一 長野県飯田市の昭和二十三年度以来の所得税が、昭和二十二年の大火によつて、住宅、店舗及び商品等のほとんどが焼失しているにもかかわらず、県下他市に比し著しく過重であると思はれるが、いかなる理由か、詳細に回答を願います。

(参考までに飯田市よりの陳情書を添附する。)

二 長野県飯田市医師会員の所得税が、県内三市に比較して過重であるがいかなる理由によるか。ことに全国主要なる全部保険診療が実施されている所であり、申告が全額明らかになっているがために起きたる過重きや詳細に回答願います。(参考までに飯田市医師会よりの陳情書を添附する。)

前二項とも共通なる点があり飯田税務署管下の所得税は過重なるものがあると思はれます。故是非県下他市に比較してこれを説明されたい。

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義治殿

衆議院議員今村忠助君提出所得税に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員今村忠助君提出所得税に関する質問に對する答弁書
所得税は、各人の実際の所得に對し個々の実情に應じて課税するものであり、特定の地域或いは特定の業種について特に高率の賦課を行うことはない。

又、公正な税負担の実現を期するため、地域間又は、業種間の課税の均衡については常に留意していると考へてあるが、飯田市における課税の不均衡について、具体的事例があれば実情を調査の上適正を期したるを答弁する。

食糧政策等に関する質問主意書

一 今日緊迫せる国際情勢は、本年一年のみの短期のものでなく相当長期にわたる可能性がつよ

く、従つて食糧輸入事情は悪化こそすれ、好転するとは考えられないという想定のもとに食糧政策を樹立すべきではないか。政府の見解如何。

特に輸入食糧の見通しについては

(イ) 貿易の關係を通じての食糧輸入資金との關係。

(ロ) 外国食糧價格の動向との關係。

(ハ) 船腹の關係。

(ニ) 海外主要食糧供給國の供給力及び国内食糧の供給力の關係。

(ホ) 世界的政情不安のもとにおける各國との食糧買付競争との關係。

(ヘ) その他

等の關係を数字的にも明瞭にされたい。

二 現在の如き世界的政情不安の情勢下においては、政府の現在意圖する一定價格による市場への無制限賣渡し、一定價格による国内麦類の無制限買入のいわゆる價格操作は

(イ) 食糧輸入の見通しの困難化。

(ロ) 国内におけるインフレーションの進行。

(ハ) 麦類加工業の操業度に現在相當の余裕のあること。

等の要因を根拠として国内産麦類

に對する業者の思惑によつて結局その効果は減減するおそれはないか。

もし價格操作により思惑を防止できない場合、政府はいかなる対策を用意しているのか、明かにされたい。

三 政府の市場統制力が圧倒される、米価と麦価との價格のアンバランスを通じ、あるいは主食用とその他の用途との競合關係による價格の高騰等を通じて、政府の国内麦の入手はきわめて困難となり、ひいては米の供出強化を結果するのではないか、あるいは近い機会に再び麦類の再統制を行つて麦価の騰貴を抑制することとなるのではないか、政府の見解如何。

四 政府は、麦類の統制撤廃に關連して食糧管理法の改正を意圖し「情勢により強制買入れを行う」旨を附記する方針であるが、この情勢とは具体的にいかなる情勢を意味しているのか。

又かかる情勢は二十六年産麦類については絕對に発生しないといふ自信があるのか、明かにされたい。

五 現在の配給基準量は、米麦で二合七勺となつており、米の不作は麦で、麦の不作は米で、それぞれカバーする機能を有しているが、これを麦をはずして米のみの

配給基準量(全農家保有量)とする場合、一旦米の凶作に遭遇したときはいかなる対策をもつてこれにのぞむ用意があるのか、麦の收穫は一年一度であつて途中で統制にはいることはきわめて困難であり、その際米作農家のみの過重負担とならない何かの対策の用意があるのか、明かにされたい。

六 麦類の統制撤廃に際し、政府買入價格につき麦類の対米價比を再検討するといつてゐるが、それはいかなる見地から再検討するの

か。又それは現行対米價比(小麦、裸麦は八一・三、大麦七〇)を下回らないといふ意味であるか、どうかを明かにされたい。

七 麦類の價格が騰貴した際は、麦価との關連で米価を是正する用意があるのか、その際消費者價格との調整について二重價格制度採用の用意があるのか、明かにされたい。

八 麦類の價格が業者の思惑によつて騰貴する場合は、農民の手取價格はそれだけふえないと思はれるが、政府の所見如何。

右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義治殿

衆議院議員足尾覺君提出食糧政策等

に關する質問に對し、別紙答弁書を
送付する。

【別紙】

衆議院議員足鹿健君提出食糧對
策等に関する質問に對する答弁
書

一 政府は、食糧事情が現在より悪
化するとは考へていない。
輸入食糧の見通しについては次の
通りである。

イ 政府は、十月・十二月及び一
月・三月外貨予算において、そ
れぞれ一億ドル乃至一億二千万
ドルの多額にのぼる外貨予算を
編成して買付を急いでおり、更
に四月・六月外貨予算においても
相当額を組むべく努力している
ので、外貨資金面からする食糧
買付の不安は全くない。

ロ 昨年末から本年初頭にかけ
て、外國食糧の価格及びその船
賃は相當の値上りをみせたが
(別紙一参照)最近兩者とも或る
程度の落着きを示しており、必
要量の確保に支障がないものと
考へる。

ハ 最近の到着実績は、一月二六
万トン、二月二〇万トンであ
り、逐次上半期における輸入不
振を収戻しつつあり、更に三月
においては戦後最高の配船を行
つた状況であるので、目下のと
ころ食糧の積取りに要する船腹

の不安は先ずないものと思われ
る。

ニ 主要供給國の供給力は別紙二
の通りであり、特に、米國はわ
が國にとつてきつめて有力な
給源である。

ホ 世界の政情不安から昨夏以
來、諸國が食糧の確保に努力し
ているのは周知の通りである
が、政府としても慎重な注意と
格段の努力をもつて、食糧の輸
入については万全の配意をな
し、食糧事情に不安なからしめ
る所在である。

別紙(一)

最近における外國食糧の価格及
び運賃
一 一九五〇年四月以降十二月まで
の価格については、四半期毎の価
格の中から最高価格をとつた。

二 本年一月以降における価格は、
民賃により買付られた價格中買付
ごとにその買付價格の最高をとつ
た。

三 価格は、CIF 價格をとつた
が、タイ米についてはFOB 價格
である。

四・銘柄は、タイ米、エジプト米、
アメリカ小麦及び大麦、カナダ小
麦をとつたが、その他のものにつ
いては、継続して買付を行つてい
ないため比較を行うことができな
い。

五 タイ米については碎米混入率五
%・二〇%のものに限定した、
なお、香港経由によるものは除外
した。

タイ米 F.O.B

一九五〇

七・九 一〇・三

一・二 一・六

一・五 一・九

二・二 二・六

二・九 三・三

三・六 四・〇

四・三 四・七

四・九 五・三

五・六 六・〇

六・三 六・七

七・〇 七・四

七・七 八・一

八・四 八・八

九・一 九・五

九・八 一〇・二

一〇・五 一〇・九

一一・二 一一・六

一一・九 一二・三

(單位：電度)

一九五一

一・九 二・三

二・二 二・六

二・五 二・九

三・二 三・六

三・九 四・三

四・六 五・〇

五・三 五・七

六・〇 六・四

六・七 七・一

七・四 七・八

八・一 八・五

八・八 九・二

九・五 九・九

一〇・二 一〇・六

一〇・九 一一・三

一一・六 一二・〇

一二・三 一二・七

一二・九 一三・三

(單位：噸)

一九五一

一・九 二・三

二・二 二・六

二・五 二・九

三・二 三・六

三・九 四・三

四・六 五・〇

五・三 五・七

六・〇 六・四

六・七 七・一

七・四 七・八

八・一 八・五

八・八 九・二

九・五 九・九

一〇・二 一〇・六

一〇・九 一一・三

一一・六 一二・〇

一二・三 一二・七

一二・九 一三・三

米 國 小 麦 及 び 大 麦 C.I.F

一九五〇

一〇・三

一・六

一・九

二・二

二・五

三・二

三・九

四・六

五・三

六・〇

六・七

七・四

七・八

八・五

八・九

九・六

一〇・〇

一〇・七

一一・四

一二・一

一二・八

一三・五

一四・二

一四・九

一五・六

一六・三

一七・〇

一七・七

一八・四

一九・一

一九・八

二〇・五

二一・二

二一・九

二二・六

二三・三

二四・〇

二四・七

二五・四

主要供給國の輸出余力

(單位：千噸)

對日輸出余力推定

三〇〇一 四〇〇

一五〇

一〇〇一 一五〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

一五〇〇一 一六〇〇

四〇〇

二 麦類の明年度の輸入計画は、小麦一七〇万トン、大麦六〇万トンで、これは国内産商品化量の倍の数量であり、これだけの数量を政府が把握していれば、恩恵の余地は先ずないものと考ええる。

三 政府は輸入を操作することによつて、市価の暴騰を抑制し、米の供給が強化されることもない。

四 政府が、米類について政府売渡を命ずる場合は、国際情勢の推移、経済事情の変動等により、国民食糧の確保が国民経済全体の安定確保のため特に強く要請される場合である。

二十六年度麦、統制を撤廃しても、現状では国民生活を脅かすこととはないから、今後客観情勢にいちじるしい変化のない限り二十六年度麦について政府売渡を命ずることはないと信ずる。

五 万一米が不作であつた場合には、外米の輸入の増加を図ることばもちろんであるが、麦について輸入補助金を附した原麦を需要量に依り放出し、麦製品を安く消費者が入手しうるようになれば、米の消費は麦によつて代替される

から、米価が暴騰することは抑制しうる。不作の場合に於ては米作農家にのみ負担を加重するような措置は絶対にとらない。

六 麦の政府買入価格は、今後の国民経済全体の動向を考慮し決定すべきものと考える。したがつて対米価比についても、再検討すべきものがあれば、再検討する。

七 政府は、麦価の安定について確信を有するから、麦価が、米価に影響する程度まで騰貴することは先ずないものと考ええる。

二重価格制の採用は、現在の財政の基本構想からその実施はきわめて困難に近い。

八 麦の国内流通量の約三分の二を政府が把握しているため、恩恵の余地はほとんどないものと考えられる。麦の政府買入価格は農産バリエイ指数によつて定められるから、物価があがれば麦価もそれに依りあがり、農家が麦を政府に売渡せば、農家が麦の再生維持に困難を感じるような事態が発生するおそれはないものと確信する。

右答弁する。

足立局電話を市内電話に編入することに関する質問主意書
東京都足立区は、人口二十数万を

数え、生産力も都内一、二を競うといわれる如く、多くの工場を有し、一方農村においては米及び野菜の生産も高く、足立青果市場、東京北魚市場、専売公社煙草工場、日立電有工場、その他の公的、半公的施設もある。しかるに地理的には東京の東北部にあり、隅田川によつて都心部と隔絶されているばかりでなく、区内を荒川放水路が通つてゐるため、交通上きわめて悪まれぬ地域となつてゐるのである。かかる状況にあるため、足立区の発展を期する上においては第一に交通、通信機関の整備といふことがなされねばならない。交通の方は近時バスの発達によつてある程度目的を達しつつあるが、通信機関中電話は市内電話となつていて、市内より足立局にかけると場合ほとんど通ずることがないといつてよい状態にあり、この足立電話を市内電話とすることは足立区の発展に大いに関係する問題であり、足立区民のひとしく熱望するところである。

かくて昭和二十二年に足立電話加入者を一九として期成会が結成され、足立区長がその会長となり、足立区議会が熱心にこれを後援する態

勢をとり、じ来再三国会及び政府に請願、陳情し來つたのである。しかるに未だその実現を見ず、二十六年度予算にも計上されていないのであつて、区民全体は非常に失望してゐる次第である。政府としてはこの際何らかの方法をとつて足立電話を市内電話とする計画をたて一日も早くその実現を図り、区民の要望に答えると同時に足立区の発展に資すべきであると認めて、この点に関する政府の見解並びに実行計画につき、詳細に伺いたい。

右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 義雄

衆議院議員 天野公義君提出足立局電話を市内電話に編入することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 天野公義君提出足立局電話を市内電話に編入することに関する質問に対する答弁書

足立電話局を市内電話に編入する計画は、その実現方に鋭意努力して

きました。昭和二十五年年度におきましては、予算に制約されまして実現は不可能となりました。又昭和二十六年年度におきましては、同様理由で、全面的な編入は不可能となりましたので、編入計画の第一次段階として、足立電話局と、浅草電話局との間に中継ケーブル一條(四百対)を新設しまして、回線不足を救済し、即時通話の統括状況を改善することにしまして、編入は昭和二十七年年度以降におきまして、早急に着手する計画であります。

右答弁する。

食糧輸送計画に関する再質問
意書

昭和二十六年二月二十日提出質問第六八号食糧輸送計画に関する質問主意書に対し、内閣答復第六八号の答弁書に対し、なお疑問があるので再質問する。

一 質問の第三点は政府輸送を担当する業者は単数か、複数か。すなわち日本通運株式会社一本として契約するか、あるいは各府県に從來食糧配給公団の指定として食糧運送に専念していた食糧輸送(特免会社)会社も政府輸送機関とし

て指定するか否かということである。

答弁書によると「四月一日以降政府が肩替りして輸送するものは従来公団が行つていた輸送数量の一割たる貨車輸送中の相当部分に過ぎず、その他の輸送は原則的に卸業者自体の輸送となる見込であるから従来食糧運送会社の業務圧迫の恐れはない」とある。一方昭和二十六年二月二十日衆議院予算委員会における島村農林政務次官の本員に対する答弁によれば「政府のプールの持つて行く場所を貨車レールのある駅まで持つて行つて、そうしてそれから卸機関に渡す、その間の仕事は政府自らがやりますがうんぬん。」とされている。ここで貨車輸送の場合は日通（本でよいのであるが、貨車から卸機関まで輸送する責任を政府は持つことになると思うが、この点是如何。

次に従来食糧の売却は、公団都道府県支局に対しては都道府県内在庫において売却したので、県内輸送は食糧運送会社が担当したものであつた。しかるに今回の措置は県内産の米も県内数個の卸

業者がそれぞれ便利のため売却倉庫を指定する関係上、その輸送は県内産の米といへども政府輸送の面が現れるのである。又大消費地といへども同様の事例が起るのもあつて、例えば、東京を例にとれば、東京の食糧は大量の保管を要する関係上、その大部分は一応深川方面に保管することは当然であり、太田区、世田谷区、杉並区等山手地域に対しては大量を保管する倉庫が少いため、その消費量に応じて政府は下町の保管倉庫より消費地卸業者の指定する倉庫までの輸送責任がある。この保管倉庫より消費者へ売却する倉庫までの運送は地方の食糧運送会社が従来取扱つたものであり、しかも生命線となつてゐるものである。答弁書によれば、

「従来食糧運送会社の業務圧迫の恐れはない。」とあるところを見れば、かかる機體改革に伴う新たな政府輸送の増加部分は従来通り食糧運送会社が担当するものと了解してよいと思ふが如何。

又かかる面において政府が業務圧迫をせず、食糧運送会社に従来

通りの業務をさせるならば、本員の予算委員会におけるこの点に関する

「実態面に即して食糧庁といったしましては政府輸送を二本建として行くことがいいと私は考えるのでありますが、この点についての御見解を伺いたい。」との質問に対し島村政務次官は「ただいまのお尋ねの点は従来通り日通単独でなくて、二本建でやるという考え方で進んでおります。」

という答弁の如く、政府は日通一本契約でなく二本建契約ということにならざるを得ないわけである。この点答弁書は明確でないので島村政務次官の答弁の通りと了承してよいと思ふが如何。

又答弁書に盡されぬ点は島村政務次官の答弁通り承知してさしつかえないか、伺いたい。

二 第四の点において答弁書には入札うんぬんの答弁があつたが、この点も疑義があるので再確認したい。

前述予算委員会における本員の「運賃は安い方がいいのだ、安い方がいいのだから輸送については

入札制度をとつてどんなやればいい」というような御意見も事務当局の中にはときどき聞かれるのでありますが、これはあるいは食糧の運賃が市場価格よりも上まわつてゐる場合はそれでもいいかも知れませんが、運賃が市場価格よりも下まわつた場合にはその輸送業者は投げてしまふというやうな場合も考えられるのでありまして、食糧の輸送のように非常に安定を持たせる必要のあるものには、ぜひともある程度業者に安定性を持たせて、それによつて食糧を確実に確保し、輸送して行くということが必要だろうと考えられるのである。この点について、政府としては無責任な入札制度というやうなものをとることなく、合理的な計算に基いた運賃プールの方式をぜひとも堅持していただきたいうんぬん。」

の質問に対し島村政務次官は「御希望の通りに入札等のことは現在としては考へておらないのでありまして、従来と同じやうな形において輸送の円滑を期して行きたいと存じております。」との答弁と若干値い違ひがあるように考えられる。この食糧の輸

送、特に政府輸送のプール段階においては島村政務次官の答弁の通りと了解してさしつかえないか伺いたい。

右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林銑治殿

衆議院議員天野公義君提出食糧輸送計画に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員天野公義君提出食糧輸送計画に関する再質問に対する答弁書

一 卸業者へ売却する場所が、政府指定倉庫であれば貨車荷卸後引続き倉庫までの輸送が、又オン・レールであれば、その前駅までの貨車輸送が政府輸送となる。機體改革に伴う新たな政府輸送の増加部分は貨車輸送のものであり、これは従来公団輸送の場合でもほとんど全部日通取扱であつたから、これが政府輸送に切り替へられても従来と変化はなく、業務圧迫の恐れはない。

又例へば、食糧運送会社が取扱つていた分野の中で、政府輸送に切り替へられるものが出て来たとし

ても、従来より地場輸送のものについては門戸を開放しており、今後その方針であるから今まで通り食糧運送会社が輸送を担当することも充分可能である。

従つて島村政務次官の答弁通りと御承知願いたい。

二、の答弁の如く広範囲な輸送については、日通一本契約によつたことは従来と何ら変つた取扱いをするものでなく、地場輸送のものについては、従来といえども輸送を担当しうる運送会社は一社のみとは限らず、これらの中から相当会社を公平に選定するためには入札制度を採つていたのである。政務次官の答弁は、従来と同じような形うんぬんの言によつて明かであつて入札うんぬんのことは、日通運送面の運賃のみについてと御了知願いたい。

右答弁する。

果実エッセンスの物品税に関する質問主意書

第九臨時国会において、改正された物品税法中課税物品の整理について、可溶性果実エッセンスを被課税物品として、残されたことについて疑点があるので質問する。

一 石けん、滑剤、殺菌、化粧品等に使用される配合香料は、従来被課税品となつていない。これはおそらく物品税法の根本理念として原料物品に對してはなるべく課税をしないという方針に基くものと思われるが、右香料と本質上大差のない飲食料の賦香原料たる配合香料すなわち可溶性果実エッセンスを課税物品として残置された理由如何。

二 可溶性果実エッセンスは、これを原料として製造された清涼飲料料、嗜好飲料等として更に物品税を課され、明らかに物品税の二重課税を負担しているが、『物品税は物品を消費する者にこれを負担せしめることを予想した消費税である。』という前項記載の根本理念より見ても、本品に對する物品税課税は税負担の均衡を失するものと思われるが如何。

三 可溶性果実エッセンスは、色素等と並び食品加工料という概念に包括され、物品税課税項目に掲げられていたが、第九臨時国会に至るまでに、可溶性果実エッセンスを除く食品加工料はすべて課税対象を除外され、ひとり可溶性果実エッセンスのみ單獨課税項目を設けられて、残置されたが、これは食品加工料という同一概念よりしてもまた、課税を解除された食用色素等との効用を比較しても大差なくはないはたは課税の適正を欠くものと思われるが如何。

四 現状可溶性果実エッセンス物品税一割より年間税額を千七百万円程度と考へられるが、国庫財源としては誠に僅少なこの種の財源を求めのために徴税費用の額を差引いて国庫の実収入として幾ばくもなしと断ぜられるが、あえて徴税される理由を御伺したい。

右質問する。

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義治殿

衆議院議員上林與市郎君提出果実エッセンスの物品税に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上林與市郎君提出果実エッセンスの物品税に関する質問に對する答弁書

一 香料は、用途により趣味的ないし、好的な消費物資に用いられる

面があり、その面をとりあげるときは物品税の課税対象とすべき理由が存するものと思われるが、その用途が広範であつて、石けん、歯みがき等の必需品に用いられる部分も相当あり、且つ、これらにつき免税の手續をとることが困難であると認められるので、これに對する課税は行つていない。これに對し、食品加工用の果実エッセンスは、もつぱらし好的な飲食料に用いられるものである点にかんがみて課税対象としてゐるものである。

二 果実エッセンスが完成消費財でなく、他物品の原料品であることは、その性質上予定せられるところであつて、もしも当該物品が、必需品であるときは原料免税の措置も考へられようが、清涼飲料、嗜好飲料等の原料となることによつては免税することは適當でないと考えている。これはあなたがも同様な性質を有するぶどう糖、水あめ等が、これらの嗜好飲料又は酒類に用いられる場合に免税してゐないのと同様である。且つ又、このことにより、本税の負担

が消費者に転嫁されないと考へられない。

三 食用色素は、大体において果実エッセンスと異り、沢あん、漬その他の漬物類等の着色に多く用いられ、その用途には必ずしも、好的でない面が多いと認められることにより、主として清涼飲料、嗜好飲料、菓子等に用いられる果実エッセンスと同様に課税すべき理由は乏しいものと考へる次第である。

四 物品税の課税物品の範囲は、相当多く、その中には生産高課税額の少ないものも含まれており、これらはいずれも、その趣味的ないし、し好的な消費物品としての性質を有していることより、それぞれ負担の均衡をうるような課税を行つてゐる次第であるので、税収入の大小により課税を決定する理由は乏しいものと考えらる。果実エッセンスはその企業の規模からいへば物品税課税物品中においては決して零細のものではないと認められる。従つてこの物品の徴税に要する費用が他の物品に對する費用より多いとは考へられぬので、負担の均衡、徴税の難易等からみ

ても現行一割の税率に決して過重
でもなく適正な負担であるものと
考ふる次第である。
右等弁する。

衆議院會議録第十九号中正誤

頁段行 誤 正

三二 昭和二五年 昭和二四年

衆議院會議録第二十三号中正誤

頁段行 誤 正

五二 資金支拂計 基金支拂計
二二 画 西

衆議院會議録第二十九号中正誤

頁段行 誤 正

三三 二 三 免於テハ能 免於テハ之
ヲ得 免スルコト 免スル
コトヲ得

三三 上 三 乙種二等航 乙種一等航
海上 海上

衆議院會議録第三十号中正誤

頁段行 誤 正

六六 一 二 せられて、 せられてい
る、